

近畿の ESCO 事業並びに省エネルギー事業の
推進に向けて（提言）

平成 23 年 12 月

社団法人大阪 ESCO 協会

平素より、社団法人大阪E S C O協会に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日の東日本大震災の影響により、今冬も電力需給が逼迫する見通しであり、近畿圏内でも12月19日より10%程度の節電要請がなされる予定で、省エネルギー・省CO₂対策に加えて、緊急な節電対策も必要となっております。エネルギーの安定供給確保のためには、より一層の省エネルギー化への取り組みが、ますます重要になってきていると認識しているところであります。

また、先に批准された京都議定書を踏まえ、今後、2020年までに1990年比で、大幅なCO₂排出量の削減を進めることが期待されておりますが、一方、民生部門での温室効果ガス排出量は1990年比で1.3倍と増大しており、住宅・建築分野における省エネ・省CO₂の取り組みが急務となっております。しかし、その実施には、専門的技術と多くの資金が必要であり、施設所有者や事業者の多くにとりましては、容易なことではありません。

こうした中で、E S C O(Energy Service Company)事業は、資金と技術をパッケージで提供する事業として、わが国の省エネルギー推進に大きな役割を果たすものと期待され、2001年に大阪府立母子保健総合医療センターで、全国初の民間資金活用型E S C O事業がスタートして以降、全国で、特に大規模ビルにおいては、E S C O事業が多く導入されて参りました。しかし、中小規模のビルにおいては、光熱水費の絶対量が少なく、E S C O事業に伴う計測・検証費用捻出やE S C O独特の契約手続きに煩わしさがあり、なかなかE S C O事業の導入も進まず、未だ省エネルギー対策が立ち遅れている現状があります。これには、規制強化だけでなく、特にビルオーナーの自主的な省エネ意欲を喚起する方策の構築等も必要と考えております。これについては、空気調和・

衛生工学会近畿支部にて「環境・省エネビル格付け制度（仮称）」＊（注1）について開発が進められおり、試行・運用については、在阪の公益的な団体への委託の検討がなされているところです。

我が国の喫緊の課題である省エネルギーの推進に、より大きな貢献を果たすためには、更なるE S C O事業の普及・啓発とあわせて当協会は、大阪におけるE S C O事業推進を図るため、在阪の産官学有志が発起人となって2004年8月に任意団体として発足し、その後の活動を踏まえ、2007年3月に社団法人となりましたが、今般の公益法人制度改革を契機に、活動範囲を近畿全域とすることを視野に入れ、更なるE S C O事業・省エネルギー対策の推進組織として発展を図るとともに、事業の一層の普及をめざして参る所存であります。

つきましては、厳しい財政状況下ではありますが、温暖化防止対策に加え、喫緊の課題である省エネルギーの推進を図るため、近畿地区のE S C O事業の推進につきまして、平成24年度政府予算編成、税制改正や補助金運用の要件緩和等に関しまして、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成23年12月

社団法人大阪E S C O協会

会 長 吉田 治典（岡山理科大学工学部建築学科教授
京都大学名誉教授）

副会長 加藤 晃規（関西学院大学総合政策学部教授）

副会長 相良 和伸（大阪大学大学院工学研究科教授）

副会長 野村 英昭（大阪府住宅まちづくり部公共建築室設備課長）

副会長 三品 孝（ダイキン工業株式会社カスタマーサポートセンター室長
兼 ソリューションサポートグループ長）

I. 国、独立行政法人等におけるE S C O事業について

平成23年度環境配慮契約法基本方針検討会(第1回)では、E S C Oワーキンググループを設置し委員会が開催されました。環境配慮契約法基本方針における省エネルギー改修事業に係る契約について、具体的な検討を行っていくこととされています。国、独立行政法人等について、より積極的にE S C O事業が導入されるよう提言致します。

II. 平成24年度概算要求等への提言について

1. 省エネルギー対策導入指導事業(経済産業省)

[概要] 産業・業務部門等における個別事業者から省エネ診断の申し込み及び事前の調査書提出を受け、対象工場等に派遣する専門員を選定し、専門員が現地にて省エネ診断(1日診断)を実施する。診断後に専門員が報告書を作成し、事務局が診断先へ送付する。また、診断で得られたデータを説明会で活用し、省エネ活動を促進する。<補助率定額>

○産業・業務部門等への個別事業者からの省エネ診断は今後もニーズがあると考えられますので、本事業の継続を要望致します。

○特に大阪府をはじめとする近畿地区では、既存の中小規模ビルが多く存在し、これらについては、十分な省エネ対策への取組がなされていない現状があります。これら中小規模ビルへのアプローチとして、社団法人空気調和・衛生工学会近畿支部において、ビルオーナーの省エネ改修意欲を喚起し、既存ビルの省エネルギー化を効果的に進めることを目的に、ビルの省エネ状況を簡易かつ明瞭に表示「環境・省エネビル格付け制度(仮称)」の構築について検討が進められてまいりました。当協会は、同検討会の事務局としても参画しており、平成24年度より同制度の運営委託先の候補に当協会も名前が挙がっているところ

であります。この制度が近畿地区で普及すれば、ビルオーナーの省エネに対する競争意識を刺激し、省エネ改修やE S C O事業導入への意欲喚起を目的としております。まさに貴補助事業の趣旨に合致する取り組みであると考えており、当省エネ格付制度への貴補助事業の適用を提言致します。

2. 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業（経済産業省）

〔概要〕新築・既存建築物及び住宅でエネルギー消費量を改善する建築物に対し事業費の補助を行う。75%以上の2/3、50%以上の改善1/2、25%以上の改善で1/3の補助。

○本事業のような取組は是非とも必要ですので、補助の増額などより一層の充実をお願いしたい。

3. 住宅・建築物等の省CO₂対策・省エネ対策の推進、既存住宅ストックの有効活用による省資源化（国土交通省）

〔概要〕先導的な省エネ技術の導入や再生可能エネルギーの活用をはじめとする創エネ・蓄エネにより年間の1次エネルギー消費量がゼロになる住宅ゼロエネルギー住宅に対して重点的に支援

○平成24年度概算要求においては、新築の官庁施設におけるゼロエネルギー化などの取組が予定されておりますが、建築物の大半を占める既存の特に中小規模建物への省エネルギー対策については、今後の課題であると思われま。これについては、前述の「環境・省エネビル格付制度」を利用して、ビルオーナーへの自主的な省エネ意欲の喚起が出来ればと考えております。建築物の評価制度であるC A S B E Eは多面的・総合的で信頼性も高い評価手法であります。中小規模の建築物の評価手法として用いるには、手間やコストの点で難

しい部分があります。これらの点を踏まえて、同制度は判定精度を維持しつつ簡易に利用できる評価手法で、CASBEEを補完するものであると考えており、中小建築物の省エネルギー化へ寄与する方策になり得ると考えております。つきましては、これらの制度運用や省エネ格付け制度の取得費用などに関してご支援を賜りますよう提言致します。

4. 地方公共団体等による省エネルギー・再生可能エネルギー推進の取組の促進（環境省）

[概要]東日本大震災の教訓を踏まえた上で下記を行う。

- ・エネルギー消費量とCO₂排出量が増大している業務・家庭部門を中心として省エネルギーを推進する。
- ・地方公共団体等による地域主導型の自立・分散型エネルギーの導入等の取組み支援。
- ・電力系統に負荷をかけずに再生可能エネルギーの大量導入を可能にするための蓄電池の導入支援等の施策の実施。

○消費増大傾向が見られる業務・家庭部門の省エネルギー推進には、既存の中小規模建築物への省エネルギー対策の導入が望まれることと考えます。特に大阪府をはじめとして近畿地区では、既存の中小規模ビルが多く存在し、これらについては、十分な省エネ対策への取組がなされていない現状があります。これらの中小規模ビルへのアプローチとして、社団法人空気調和衛生工学会近畿支部において、ビルの省エネルギー状況を簡易かつ明瞭に表示する「環境・省エネビル格付け制度（仮称）」の構築についての検討が進められて参りました。当協会は、同検討会の事務局として参画しており当協会は平成24年度より同制度の運営委託先の候補にも挙がっております。この制度が近畿地区で普及すれ

ば、ビルオーナーの省エネに係る競争意識を刺激し、自発的な省エネ改修が進むものと考えておりますが、そのためには、同制度の周知や、同制度開始初期の運用支援が不可欠であります。省エネルギーの推進が、エネルギーの安定供給のための喫緊の課題であることを踏まえ、何卒、近畿地区での「環境・省エネビル格付制度（仮称）」の運営*（注2）開始へのご支援を賜りますよう要望致します。

Ⅲ. その他

- 「省エネ格付け制度」の取得者の中で、一定水準以上の評価を受けた建築物について、格付け取得の動機付けのひとつとして、表彰制度を考えております。表彰制度創設の折には、ご支援をお願いしたい。
- E S C O事業の普及や発展に努めている法人への支援を求めます。
- 特に中小事業者向けE S C O事業実施時のデフォルトリスクに対する公的融資の充実を提言します。
- 新築・既存を含めた省エネ診断への補助の拡充をお願い致します。

環境省エネビル格付け制度の運用

■建物を設計性能と運用性能の2軸で評価

■評価ごとに8つのランク格付け

(社) 空調和衛生工学会近畿支部にて評価手法

2軸評価

設計 → 設計+運用の評価へ

評価イメージ図

省エネメニューをポイント化した「省エネポイント」で評価する

設計省エネ性能(D)

運用省エネ性能(O)

補正後エネルギー消費原単位の平均値からの乖離度で判定する

優

可

プラチナ

ゴールド

シルバー

ブロンズ

A

B

C

D

損害保険料の割引

低金利融資等

格付け取得の
インセンティブ
(関係先折衝)

在阪の公益的な団体

評価依頼

調査・評価・報告

ビルオーナー

省エネ対策や省エネ改修への意欲喚起

格付け取得の義務化
条例化の構想

(注1)「環境・省エネビル格付け」

省エネルギー対策が普及しにくい中小規模のビル、特に既存ビルに効果的な省エネルギーを推進するため、省エネルギーに特化した環境評価手法「低炭素型省エネビル格付け」を、社団法人空気調和・衛生工学会近畿支部の「低炭素社会の実現に向けた既存建築物の環境評価システム検討に関する小委員会」にて開発している。判定精度を維持しつつ、簡易に判定ができる評価手法であり、上位からプラチナ、ゴールド、シルバー、ブロンズ、A、B、C、Dの8段階にランク分けできる。

(注2) 環境省エネ格付け制度の運用

空気調和衛生工学会近畿支部は、近畿地区の省エネ事業を推進する公益的団体に事業を委託することにより、同制度の運用を検討しているところである。これに関連しては、表彰制度や損害保険料の割引などに、格付け取得のメリットを次年度運用に向けて検討している。

本制度の運用は、一定の実績が蓄積されたところで、条例等により、この格付取得や売買や賃貸借の際の格付提示義務化を目指し、より一層の省エネ・E S C O事業推進に貢献することを最終目標としている。